

事務連絡
令和2年4月10日

福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(宿泊場所の確保等について)

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般、令和2年4月8日付けの東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡(新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(一時的な居所の確保等について))で通知したところですが、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、第一義的には保護施設や無料低額宿泊所の活用により対応願います。

その上でなお、不足する場合には、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYOチャレンジネット)を活用し、ビジネスホテル等を緊急的な一時宿泊場所(以下「緊急一時宿泊場所」という。)として確保しましたので、下記の方法により利用してください。

記

1 緊急一時宿泊場所について

別紙1「緊急一時宿泊場所リスト」のとおり

2 緊急一時宿泊場所の利用方法について(別紙2「緊急一時宿泊場所利用への流れ」を参照)

(1) 緊急事態宣言に係る施設の利用制限によりインターネットカフェ等の利用ができなくなった住居喪失者から貴福祉事務所が相談を受け、生活困窮者自立支援法主管部署と調整の上、保護の適用が必要と判断する場合は、以下の手順を進める(休日及び夜間の閉庁時に緊急一時宿泊場所の利用が必要となった場合も同様)。

ア 1の緊急一時宿泊場所に、貴福祉事務所担当者から空き状況等の確認を行い、利用可能である場合は、別紙3の「利用票」を作成し、個人情報の管理を適切に行った上で、当該緊急一時宿泊場所へメールにて事前連絡を行う。

イ TOKYOチャレンジネットサポートセンター(委託業者:社会福祉法人やまて福

社会)宛てに、個人情報の管理を適切に行った上で、上記「利用票」の写しをメールにて送付し、利用状況報告を行う。

[利用票送付先 (TOKYOチャレンジネットサポートセンター)]

(委託業者: 社会福祉法人やまて福祉会)

送付先メールアドレス

連絡先

FAX

電話

Fax

ウ 利用者に上記「利用票」(原本)を渡し、利用予定の緊急一時宿泊場所に提出するよう伝える(「利用票」の提出後は、当該緊急一時宿泊場所の利用手順(チェックインなど)に従い宿泊する。)

エ 緊急一時宿泊場所滞在中、利用者に当該緊急一時宿泊場所の宿泊約款を遵守させるよう指導するとともに、利用者に係る苦情があった場合には、誠実に対応すること。

オ 当該緊急一時宿泊場所の退去に当たっては、利用者と貴福祉事務所との間で連絡を密に行い、利用期間中に利用者から生活状況及び退去後の意向等を確認するなどして、退去後の居住先に関する支援を行い、退去時に円滑に移動できるようにすること。

カ アによる空き状況等の確認の際、満室等で利用できず、他に宿泊場所が確保できない場合は、当課保護担当(電話03-5320-4064)宛てに連絡を行い、管外を含む緊急一時宿泊場所の利用の可否について照会すること。

(2) 利用に当たっては、管内のインターネットカフェ等を利用していたなど現在地保護の対象となることを確認するとともに、健康状態等緊急一時宿泊場所の利用に支障がないこともあわせて確認し、発熱等の症状のある者には利用票を発行しないこと。

(3) 利用期間は、利用開始日から令和2年5月6日(チェックイン)までの間の必要な期間とする。

3 生活保護の実施責任について

緊急一時宿泊場所の活用に当たっては、2(1)により入所手続きを行う福祉事務所が実施責任を負うため、緊急事態宣言終了後の居住先の確保を必ず行うこと。また、緊急一時宿泊場所利用中に生活が困窮し、生活保護の申請に至った者についても、同様であること。

なお、管内の緊急一時宿泊場所が満室等で利用できず、管外の緊急一時宿泊場所を利用した場合にあっては、退去とともに失踪等により保護が廃止となり、要保護状態のまま当該施設所在地(管外)に改めて保護の相談がなされることがないように2(1)オにより、退去先に関する支援等を十分に行うこと。

4 扶助費の計上について

本取扱いにより当該緊急一時宿泊場所を利用している間は、宿泊費は本取扱いにより賄われるため、住宅扶助の計上は要しないが、食事等の提供はないため、その他の扶助は計

上を行うこと。

5 その他

相談時に生活保護の申請の意思がなく、「住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）」の利用を希望する者については、生活困窮者自立支援制度の窓口において相談するよう案内する（本取扱いの対象外となる。）。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当

簗・今関

電話：03-5320-4064

 区

割り当てホテル一覧

1 名称



所在地



連絡先



部屋数



利用票送付先メールアドレス



2 名称



所在地



連絡先



部屋数



利用票送付先メールアドレス



3 名称



所在地



連絡先



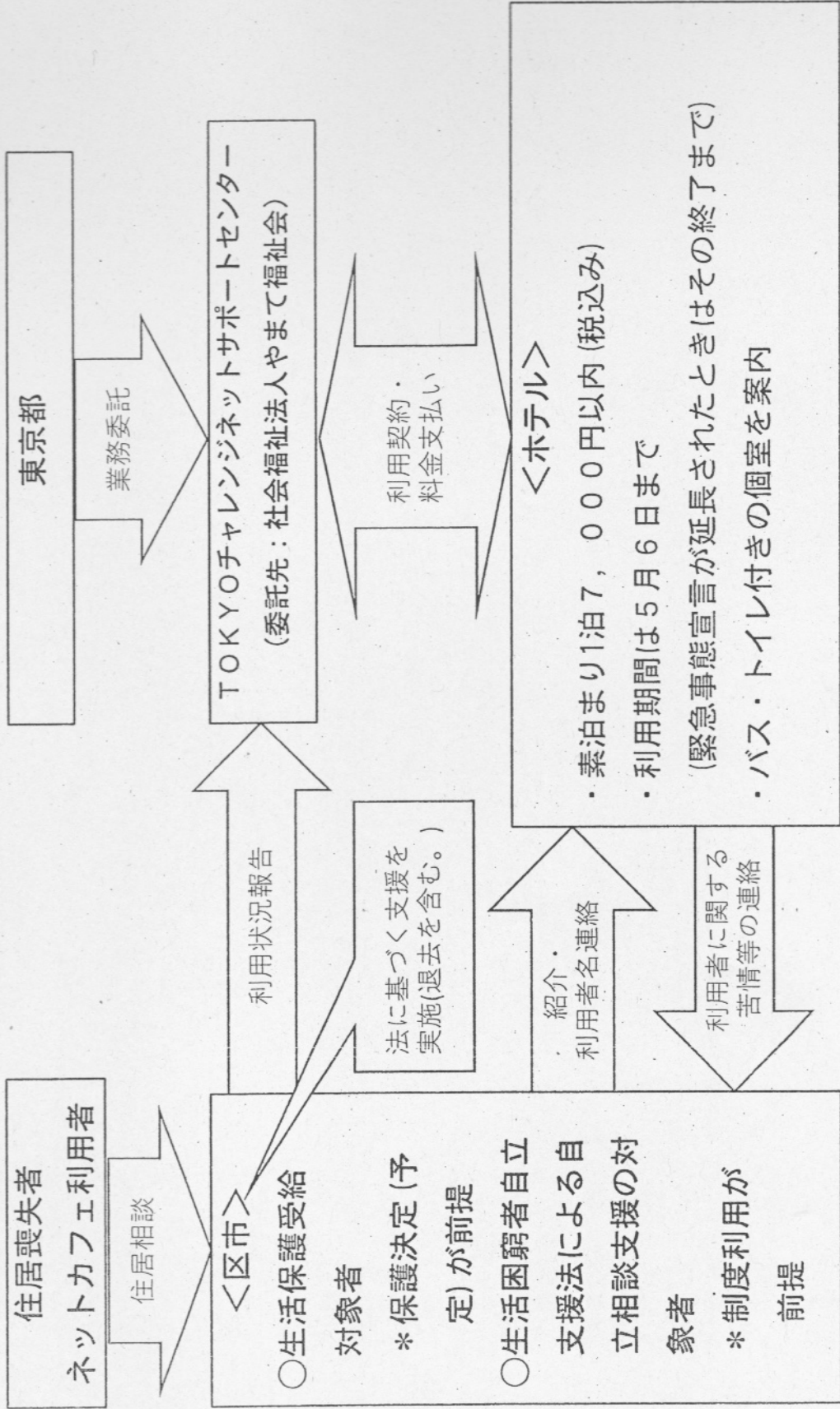
部屋数



利用票送付先メールアドレス



緊急一時宿泊場所利用への流れ



利用番号

生活保護・生活困窮者自立支援

緊急宿泊所利用票

利用予定宿泊所	
利用予定者氏名	
利用予定期間	令和2年 月 日 から 同 年 月 日 まで
担当福祉事務所	福祉事務所 担当者 連絡先

<発行>

令和2年 月 日

福祉事務所

印

<利用票の送付先>

- 1 空室状況等の確認を行い、利用可能である場合は、当該緊急一時宿泊場所にメールにて本利用票(写し)を送付し、事前連絡を行う。
- 2 TOKYOチャレンジネットサポートセンターへ本利用票(写し)をメールにて送付し、利用状況報告を行う。
- 3 利用者に本利用票(原本)を渡し、利用予定の緊急一時宿泊場所に提出するよう伝える。

<記入例>

生活保護 生活困窮者自立支援

担当窓口に○をしてください。

発行枚数の管理等のため、利用番号を通番で付番するなどの対応が可能であれば、番号を記入してください。

利用番号 001

緊急宿泊所利用票

利用予定宿泊所	東京都ホテル
利用予定者氏名 (2人以上世帯は、世帯全員の氏名を記載)	東京 太郎
利用予定期間	令和2年 4月 13日 から 同 年 5月 6日 まで
担当福祉事務所	〇〇〇〇〇〇福祉事務所 担当者 都庁 花子 連絡先 03-5320-XXXX

<発行>

令和2年4月13日

福祉事務所長印等の公印又は担当課長の印等担当福祉事務所発行のものとわかるよう押印してください。

〇〇〇〇〇〇福祉事務所

印

《課長印等の場合》
〇〇〇〇福祉事務所 生活保護課長 都庁 太郎 印